

○あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会要綱

平成24年4月25日

告示第74号

改正 平成27年12月10日告示第149号

改正 令和2年9月1日告示第145号

(設置)

第1条 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画(以下「マスタープラン」という。)の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、市長が依頼した日からマスタープランが策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設産業部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年告示第149号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年告示第145号)

この告示は、公示の日から施行する。